



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 北海道函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

5

2020

いつもお世話になっております。

若葉が目まぶしい季節になりました。

2月からの感染症対策や経済活動自粛の流れが続き、例年とは全く異なるゴールデンウィークを皆様過ごされ、体調を崩されていないでしょうか？

季節の変わり目でもありますので、どうぞ、お身体を大切になさってください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

**重要改正 施行済**

## 未払賃金が請求できる期間が延長されました(令和2年4月1日～)

令和2年4月1日施行の労働基準法の改正により、同日から、未払賃金が請求できる期間(賃金請求権の消滅時効期間)が延長されました。

.....賃金請求権の消滅時効期間の延長を確認.....

令和2年(2020年)4月1日以降に支払期日が到来するすべての労働者の賃金請求権について、消滅時効の期間を賃金支払期日から5年(これまでは2年)に延長しつつ、当分の間はその期間は3年となります。

### ●消滅時効の期間の延長の対象となるもの

金品の返還(労基法 23 条、賃金の請求に限る)、賃金の支払(労基法 24 条)、  
非常時払(労基法 25 条)、休業手当(労基法 26 条)、出来高払制の保障給(労基法 27 条)、  
時間外・休日労働等に対する割増賃金(労基法 37 条)、  
年次有給休暇中の賃金(労基法 39 条9項)、未成年者の賃金(労基法 59 条)

⑨年次有給休暇の請求権の消滅時効の期間(2年)や、退職金の請求権の消滅時効の期間(5年)に変更はありません。

★企業として注意が必要です。

例えば、令和2年4月に支払うべき賃金の一部に未払いがあり、その状態が続いていたとすると、3年後に、“3年分をまとめて請求される”といったことも起こります(これまでは最大で2年分でした)。

これまでも増して、未払賃金を発生させないために、労働時間の管理やこれに基づく給与計算を正確に行っていく必要があります。なお、この改正においては、「賃金台帳などの記録の保存期間の延長」、「付加金の請求期間の延長」も併せて行われています。

**重要情報**

## 新型コロナウイルスに社員が感染。取引先への情報提供等について本人同意は必要?

新型コロナウイルスの拡大防止のための企業の対応について、個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答が、個人情報保護委員会から公表されました。どの企業にも起こり得る事例が取り上げられていますので確認しておきましょう。